

一括有期事業

消費税率の引上げに伴う労務費率の暫定措置について

1. 賃金総額の算定の特例について

請負による建設の事業は、元請負人が全体の事業についての事業主として、工事全体の保険料の納付等の義務を負うこととなっています。

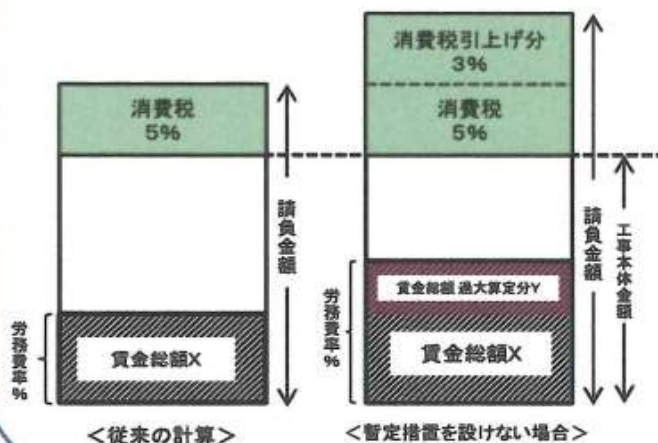
また建設の事業は数次の請負によって行われることが常態であるため、元請負人がその工事全体の支払い賃金総額を正確に把握することが困難な場合があります。このため、元請負人が請け負った工事全体の請負金額に労災保険率とは別に定められる労務費率(工事の請負金額に占める賃金総額の割合)(※)を乗じて得た額を賃金総額として労働保険の保険料額を算定することが認められています。

$$\text{請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} = \text{労災保険料}$$

賃金総額

(※) 労務費率は、建設事業における労働者の賃金総額を適切に反映させ、労働保険の保険料を徴収するため、労災保険率の改定と併せて3年に一度、見直しています。

2. 消費税率の引上げの影響について



平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられ、工事の請負金額についても、消費税率は8%が適用されています。

しかし、現行の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則で定めている労務費率は消費税率が5%の頃に行われた調査に基づいて設定されているため、暫定措置を設けない場合、賃金総額の計算に齟齬が生じます(左記図における賃金総額過大算定分Y)。

このため、下記3に記載の暫定措置を講じなければ、元請負人は過大となった賃金総額を基に算定された労働保険の保険料を負担することとなり、不利益が生じます。

3. 労務費率の暫定措置について

上記2に記載した不利益に対応するための措置として、
「**新消費税率を前提とした新たな労務費率を設定するまでの間、暫定的に、請負による建設の事業であって、一般保険料の額の算定に際して、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とするものについては、賃金総額の算定に当たっては、請負金額に108分の105を乗じて得た額に、所定の労務費率を乗ずること**」としました。

○基本的な取扱いとして、平成26年4月1日以降に終了した事業について対象となります。

※上記の取扱は請負金額から労働保険の保険料を算定したものに限りません。

記入例

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険

一括有期事業報告書(建設の事業)

(控)

労働保険番号		府県	所管	管轄	基幹番号					枝番号		1枚のうち 1枚目			
		1	3	1	0	1	9	9	0	8	8	5	×	×	×
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額							
			イ 請負代金の額	ロ 請負代金に加算する額	ハ 請負代金から控除する額	ニ 請負金額									
A邸新築工事	東京都中央区銀座 〇-〇-〇	25年8月23日から 26年5月14日まで	円 37,000,000	円 3,000,000	円	(イ+ロ-ハ) 円 40,000,000	21	円 8,400,000							
メゾンB照明設備工事	東京都八王子市市田 町〇-〇-〇	25年12月2日から 26年9月30日まで	5,500,000			5,500,000	21	1,155,000							
C野球場スタント建設工事	東京都東村山市野 口町〇-〇-〇	26年3月1日から 26年12月14日まで	123,000,000			123,000,000	21	25,830,000							
D解体工事	東京都練馬区石神 井台〇-〇-〇	26年4月30日から 26年5月22日まで	2,800,000			2,800,000	21	588,000							
E棧橋建設工事	東京都江東区有明 〇-〇-〇	26年7月15日から 26年10月3日まで	68,000,000			68,000,000	21	14,280,000							
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	計	236,300,000	3,000,000		239,300,000		50,253,000							
						232,652,777		48,857,083							

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

26年 × 月 × 日

東京 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主

郵便番号(101-0061)
電話番号(03-3294-0751)
住所 千代田区三崎町3-7-12
氏名 株式会社 SR建設 代表取締役 A山B雄
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)
社会保険 作成年月日 氏名 電話番号
労働士 提出代行者・事務代理者の表示
記載欄 規格印

上段は、消費税額を含めた請負金額

下段は、上段の額に108分の105を乗じて得た額

上段は、個々の工事ごとの賃金総額の合計額

下段は、「請負金額」の計の下段の額に労務比率を乗じて得た額

<労働保険料の計算について(例)>

上記の計算で算出された、賃金総額 48,857 千円に対象業種の保険料率を乗じます。

$$48,857 \text{ 千円} \times 1,000 \text{ 分} 13 = 635,141 \text{ 円}$$

詳細につきましては、東京労働局またはお近くの労働基準監督署へお問い合わせください。